

第2回 山五留守家庭児童育成室運營業務委託説明会 要旨

【日 時】平成29年10月20日 19時30分～21時30分

【場 所】山五留守家庭児童育成室

【出席者】落地域教育部次長、脇谷放課後子ども育成課長、日比同課長代理、
四方同係員（書記）

【吹田市より配付書類説明】

（吹田市）：質疑応答に入る前に、文書であらかじめいただいているご意見、ご質問と市の考えをご報告させていただきます。

（保護者）：株式会社に広げることは絶対に反対です。

（吹田市）：市としましては、市内の幼稚園・保育園に委託していただくのが、保護者の方にも安心してもらえ、卒園児であれば切れ目のない保育であり理想であります。ただ現状では幼稚園・保育園は未就学児童の待機児童解消に尽力されていますので育成室事業まで手を挙げていただくのは余裕がないのが実情です。この事業を継続して実施していくためには事業者の範囲を広げて委託事業者の確保をしていくのが必要となります。また昨今、株式会社での保育所や学童保育を自治体から請け負い、保育の実績のある事業者も増えております。

（保護者）：メリット・デメリットは？

（吹田市）：前回、市としましてデメリットはないと説明させていただきました。その際にご意見がありましたように、指導員全員が変わるのはデメリットとの一つと考えております。改善策としまして、随時契約のガイドラインを策定しまして委託した事業者がよい運営をしているならば継続して契約が出来るようにするなどの対応もしてまいります。今回一度に指導員が変わるのは児童が混乱しないよう引継ぎ保育もさらに充実して実施したいと考えております。また、メリットとしまして、おやつを代表に、保護者の方の過度の協力のない運営を実施出来ると考えております。また、午後7時までの保育を先だって出来る点もあります。

（保護者）：連絡帳を書いてほしい。

(吹田市)：保護者の皆さまへの連絡は、先程の仕様書の説明でもお伝えしましたが必要なものと考えております。手段として連絡帳が望ましいと考えております。ただし、連絡帳の記入に没頭し手が取られてしまうと保育が疎かになるのは避けるべきだと考えております。

(保護者)：集団遊びの取り組みを確保できるのか

(吹田市)：集団遊びにつきましては仕様書に例を示して記載いたします。

(保護者)：学級懇談会はどのようなのですか。

(吹田市)：仕様書では学期に1回以上実施するようにと定めています。個別の懇談ご相談は応じるように事業者には申しているところです。事業者が主催する学級懇談会は学期に1回以上となっていますが、それ以外に、保護者が親睦を図る目的で教室にお集まりいただくのは問題ございません。その際の鍵の受け渡しなどは、打ち合わせしたいと考えております。

(保護者)：障がいがある児童については、5年生まで実施してほしい

(吹田市)：モデル事業としまして、継続する児童のみとなりますが、今年度4年生で配慮を要する児童として入室している児童については、来年度5年生として入室の対象としています。すでに対象の児童の保護者に対しては申請書等ご案内しております。今まで施設に余裕がある育成室、療育手帳等の所持が要件でした。次年度、5年生を全育成室受け入れるにつきまして、療育手帳の所持の要件は外しております。

(保護者)：指導員の辞職の原因など客観的な把握について

(吹田市)：市としても考えているところではあります。まずは、全国的に人手不足ではあります。福祉の分野では著しい。さらに著しいのが保育士、教師が不足しています。それにあたり、育成室の指導員を目指して受験していただく方が少ない状況です。引き続き魅力を持っていただけるような仕事にしていかなければならないと考えております。

(保護者)：保育所のように厳しく監査されるのか。

(吹田市)：仕様書の説明でもお伝えしましたが、検査をきっちりとします。不足するところや良くないところが見られましたら改善要求を出します。改善命令に従ってもらえない

場合は、契約解除も行う可能性があります。今までの直営の育成室もですが全体として見ていかなければならないと考えております。さらに研究して巡回検査に回ってまいります。

(保護者)：委託された場合のおやつ代に関してどう変わるのか。

(吹田市)：4か所の内1か所は新設ですが、他の3か所についてはそれまで保護者会が徴収されてきた額を参考におやつ代教材費を事業者が集めております。ただ、おやつ代については事業者が決定された1月以降に保護者と打ち合わせさせていただき、その際に協議出来ればと考えております。

(保護者)：配慮を要する児童を受け入れるにあたっての障がい児加配については継続されるのか。

(吹田市)：市の正職が配置されるかどうかについての質問だと思いますが、市の職員ではなく委託事業者の雇用する人材職員が配置されます。

(保護者)：選定委員の名前や肩書を教えて欲しい。

(吹田市)：先程申し上げました通り、会議は非公開です。また、選定結果によって委員が悪評にさらされる恐れがあるため名前、肩書についても非公開となります。申し上げられる範囲で申しますと学識経験者2人の内1人は市内の大学の先生であり児童の教育、福祉の専門でされている方です。もう一人の委員については、学童保育に見識のある日本学童保育学会の正会員の先生です。会計の専門家は税理士会などに推薦を依頼して推薦をいただいた先生です。学校長の代表については校長会に推薦を依頼し推薦いただいた校長先生です。山五の校長先生ではないです。一人の固定の方になります。

(保護者)：引継ぎ期間の短さ、保育所等との比較について

(吹田市)：引継ぎについてはより充実していくようにと考えております。先程仕様書の説明でもお伝えしましたが、10日あればよいのかとご指摘がありましたが、そうではなく必要な日数を引継ぎしていければと思っております。ただ、保育所のように年数をかけて引継ぎしていくとはなっておりません。その差で申し上げますと、保育所の民営化は施設も含めて事業そのものを市から完全に切り離して民間に移管することになります。そのため、より慎重な対応が必要です。育成室につきましては、あくまでも業務委託ですので委託しても市の事業として実施をしていきますのでそこまでの対応はしておりません。

(保護者)：委託事業者が企業内の問題があり3年以内に変わることもあるのか。

(吹田市)：そのようなことがないように、財政基盤をきっちりと選定委員会で冷静に選定をしていく必要があると考えております。

(保護者)：応募事業者の名称を公表して欲しい。

(吹田市)：例えば、2社3社応募がありましても選定されるのは1社だけです。選定されなかった事業者がそれ以上の不利益や事業活動に悪い影響がでないように公表はしません。公表されるのはあくまでも選定された事業者のみです。

(保護者)：指導員の数を増やすための取り組みはどのようなことをしているのか。

(吹田市)：これまで、採用試験を繰り返し実施して採用機会を増やしております。今年度から新規採用の確保も大事ですが、離職率を下げることも大事だと考えております。特に去年度その傾向がみられました。今年度は新規採用の指導員の職場訪問を、育成課の職員が行い、悩みを聞くことや、新規採用の指導員だけを集めた意見交換など親睦を図ることも含めまして研修会を定期的実施しております。それらが功を奏しているのか、今年度は昨年度に比べまして、採用して間もないあいだに辞職するのは昨年度に比べて減少した状況であります。

(吹田市)：山五が民間委託の対象に選ばれた理由は？

(保護者)：先程の資料の35ページの説明でもお伝えしましたが、現在直営の育成室全てを議題にあげまして、今の施設、確保が決まっている施設で、今後児童が増加しても受け入れることが可能かを基準に選定をしました。

(保護者)：千里丘北の指導員は下校指導していないと聞いているが。

(吹田市)：下校指導はしております。ただ千里丘北の立地で言いますと、ミリカシティのマンション内の中に千里丘北小学校があります。門を出るとすぐにマンションの街区になります。そういった点が誤解を生じたのかと推測されます。下校指導の実施を市としましても確認しています。

(保護者)：現在の主軸の行事は今後どうなるのか。育成室として指導するのか。

(吹田市)：仕様書にも保護者参加型の行事について定めております。それに合致するものは市としましても実施を促したいと考えております。1月以降の事業者との引継ぎの中で、ご提案、ご紹介いただきました行事は引き継ぐべきものは、引継ぎしてもらえるかと考えております。

(保護者)：指導員の研修は必ず出席するよう指導してもらえるのか。

(吹田市)：全ての研修とはなりません。必要だと考える研修は事業者に案内させていただきたいと考えております。指導員の参加、出席を求めてまいります。事業所独自で研修を実施すると、講師を招くことや、会場の設営など作業が軽減されますので事業者にもメリットがあると考えております。現在も実際に配慮児童対応の研修や各種の研修に委託事業者の指導員に参加していただいている状況であります。

(保護者)：収支報告（おやつ代・教材費）は必ずなされるのか。

(吹田市)：これについては、過不足なく集めているか、余りが出た場合は還付するなど収支報告は事業者の義務になっております。ご紹介例としまして、おやつ代が少し余り、保護者と協議した結果、お別れ会の行事の際のおやつに上乗せし余剰金を出さないようにした。また、教材費についても少し余り子ども達が喜ぶ施設に遠足に行き余剰金を出さないようにした例もあります。そのあたりは、保護者の皆様との協議の上で決まります。

(保護者)：現在実施している給食作りや菜園、けん玉、工作などは今まで通り実施するのか。

(吹田市)：これまでの取り組みは頭からよけて提案していくのではなく、事業者自らの保育内容を検討し児童によってどのようかを考え継続するものは継続してもらいます。保護者の皆さまとの協議の上で決めていくべき事項だと考えております。

(保護者)：育成室民営化後の保護者の満足度はどうか。

(吹田市)：前回の説明会で育成室委託アンケートをご紹介させていただきましたが、概ねご好評をいただいております。満足度の高い結果となっております。

(保護者)：メリット、デメリットについて

(吹田市)：先程の質問の回答と同様と考えております。

駆け足にはなりましたが、事前にいただきました文書でのご意見ご質問に対する市の考えのご報告とさせていただきます。

ここからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(保護者)：選定委員の日時が急に変更になっていますが、どこでどう決まっているのか分からない。保護者としてもこれに合わせて仕事の休みを取ったり、PTAの仕事を他の方に変わっていただいたり、保護者の皆で共有しながらしています。なぜ日時の変更の連絡はないのですか。文書では連絡があったが、日時が変更した時点で保護者会会長や指導員に1本連絡するのが筋なのでは。

(吹田市)：申し訳ございません。日程調整が最終決定していない段階で前回の説明会で日時のお知らせでした。なぜ、最終決定していない段階で日程を伝えかといいますと、1つの育成室では決定していなくても伝えて欲しいとのご意見もございましたので、伝えさせていただきました。1つの育成室で日程を伝え一方で、他の育成室で伝えないと問題になりますので伝えさせていただきました。ご連絡をしなかった点は申し訳ありません。気を付けなければいけない点でありまして、申し訳ございません。文書では通知させていただいてはいますが、それ以外に一報のご連絡は入れなくてはならなかったと思っております。申し訳ありませんでした。

(保護者)：一次審査と二次審査の時間や場所は？

(吹田市)：場所については基本的には市役所だと思っております。ただし、二次審査については、議会中で市役所の委員会室が使用出来ないため、教育委員会があるJR吹田のさんくす駅ビルの教育委員会の事務所の会議室です。時間については、応募事業者数が分からず、10日から募集開始をして10日程しか経っていないため正式に応募をしているところはありません。来週位から見学が開始され最終的に事業者が応募してくると思います。時間についてお伝えするのは直前になるかと思われまます。前もってほしいのお知らせはしなければならぬと考えておりますが、時間については際にならないとお伝えは難しいかと思っております。15日が締め切りで、締め切りの10日後が一次審査になります。15日締め切った後なるべく早い段階でお伝えしていかないといけないと考えております。中途半端なかたちでしか伝えられず、申し訳ありません。

(保護者)：先程の説明で加配児がいた場合、委託費が上乗せされる説明がありましたが、2年2か月配慮を付けさしていただいてメリットがあまり感じられません。支援学級に在籍していることで委託業者が配慮を付けて下さい、と強制されることはないですか。

(吹田市)：それはいいです。配慮を要する児童の申請については、直営と委託で変わりありません。申請業務については市が一括でしていますので、申請の中で保護者の方の主訴として配慮を要する児童の申請をされれば支援の流れに乗っていきます。保護者の方で申請をされない方についてはこれまで通り配慮を要する児童にはなっていきません。学校の支援学級はあくまで勉強するところで、学童保育は生活する場ですので支援学級イコール配慮を要する児童とは思っておりません。そのあたりは保護者の方の主訴に応じて対応していきたいと思っております。

(保護者)：民間委託になることで、配慮を要する児童の申請をすると加配がきちんと配置されるのですか。

(吹田市)：配慮を要する児童に申請するイコール加配が付くわけではありません。それも同じです。事業者が必要であれば市としましても児童を学童保育で受け入れるには加配を付けるかどうか検討します。事業者でも検討し、市が出した結論と照合させていき、最終的に事業者が決定することになります。集団保育を主な運営としていますので、必ず配慮を要する児童の申請イコール加配がつくということではありません。

(保護者)：直営と全く一緒ということで、配慮を要する児童の申請については曖昧なところがありますが、民間に委託しても曖昧ということですか。

(吹田市)：そうです。現在の市が運営する育成室の方法が、保護者の方の主訴に応じて実施するとなっております。他市では、医師の所見が必要であったりと決めているところもありますが、どの様な生活を送っていくかは保護者の方によって考え方も違いがあるため、保護者の方の意思に反して「あなたは配慮を要する児童として入室してもらいます。」となることは問題だと思っております。ただ実際にお子さんが入室して窮屈そうに、過ごすのがしんどそうにされている。それを例えば、加配を付けることによって安全に快適に楽しく過ごせるようになるのであればご相談させていただくことはあります。それは今も変わらないと思います。色々考えていく中で、今の制度は完全ではないのが立証されていますが、きちんと「あなたがこっち、あなたがこっち」とはっきりと分かる様なシステムは問題だと思っておりますので、現在の実施方法となっております。

(保護者)：日常生活においてどの児童でも苦手な部分はあると思います。お金が上乘せされることで、保護者が求めないことを強制される可能性もあるとは思いますが、その点はどうお考えですか。

(吹田市)：現在もですが、保護者の方の意に反することはありません。最終的には保護者

の方に同意をしていただかなければなりませんので、そのあたりは現在と変わりありません。

(保護者)：民間委託とは直接関係ないですが、加配の配置や障がいの子どもの受け入れは5年生6年生まで拡大していくと仕様書の説明でもありました。入室の要件に手帳の所持を外すとおっしゃっていましたが、障がいのある子どもの基準はどうなっているのでしょうか。

(吹田市)：育成室の限定の場合ですが、あくまでも保護者の方の主訴であり、1年生から4年生は、毎年保護者の方に配慮のいる児童として申請をしていただいていると思いますが、それを引き継ぐ形となります。

(保護者)：育成室での障がいのある子どもの受け入れは、加配を付ける子どもであるということですか。

(吹田市)：加配とは違います。これまでは手帳の要件を設けていましたので、年限を去年まで3年生、今年は4年生以上、5、6年は入室される場合は必ず1対1で加配を付けていました。手帳要件があるお子さんは一定の介助が必要だというところで、協議をしても介助が付く答えになる場合がほとんどでしたので、他の協議を充実させるためにモデル事業とよばせていただいています。入室されたら加配を付けようとしていましたが、今度からは、手帳要件を外しますので対象の児童が増える、今までの10人位が40人位になってきますので、全員に加配を付けていくのは、人も予算も限界があります。配慮を要する児童の申請は1年生からされていても加配の付いていないお子さんもそれ相当数います。今のように自動的に加配を付ける必要性もなくなる。予算の面からも、実際の運用面からもなくなるということで、今回からは、最終決定ではないです。最終指導員と話をしなければならないですが、1対1で必ず加配を付けるのではなく必要性を判断して必要な方には付けるという対応に変えていきます。

(保護者)：今の配慮を要する子どもは5年生6年生も対象になっているのですか。

(吹田市)：継続して利用する要件ならば対象となっております。5年生になったら配慮を要する申請に切り替えて入室は出来ません。継続して配慮を要する要件で入室されている方については同じような形で入室していただくのは可能です。

(保護者)：同じように続けて配慮を要する児童として継続していくなら入室出来る。必ずしも手帳がいるわけではない。

(吹田市)：いません。

(保護者)：ありがとうございます。

(吹田市)：育成室に1年生の時に入室いただいた時に、手帳を持っている児童、持っていない児童もいます。それでもこの児童については配慮がいきますと保護者の方から申し出があり、その児童については、保育園かバンビ親子教室などの療育歴を聞き、保護者の方の色々な考え方であえて手帳を必要になるまで申請されない方もおられます。そう考えましたら即、障がい児健常児ともなりませんので、入室の時の保護者の主訴があつて市も児童の療育歴などみて配慮のいるお子さんとしての扱いとなり発達相談、発達支援センターで発達検査を受けていただいて、5年生にあたっては、継続して入室している児童だけが対象にさせていただきたいと思っております。

(保護者)：分かりました。ありがとうございます。

(保護者)：例えば、5年生や6年生で手帳を所持した児童は、継続ではないので入室出来ないのでしょうか。

(吹田市)：そうですね、今の段階ではその想定はしておりません。ただし、個人的な話でここからは思っていたきたいですが、手帳を申請するというのはかなり介助の必要度が上がっていくと思っております。先程説明させていただいたのは、手帳など関係なく5年生になったら配慮を要する申請に切り替えますというのは対象にしません、とのお伝えをさせていただきました。例としてはよくないかも知れませんが、交通事故などにあつて身障者手帳を取る場合もあるかとは思いますが、そういう想定はしていなかったもので、今のお話を聞いたらそういう想定はあるのかなと思いましたが、そこについては中身を協議したいと思っております。今現状で想定していたのは、継続して入室していたお子さんとしておりました。

(保護者)：一次審査及び二次審査の前に事業者の名前を教えていただけられるのでしょうか。当日に知ることになるのでしょうか。

(吹田市)：前回もその意見がありましたが、当日に資料だけを見て結論内容考えるのは短すぎるとご意見いただきました。どうするのか、おっしゃっていただいているのはその通りですので。ただ、事業者名を発表すると審査前に発表してしまうことになるのでそれは難しいかと思っております。何らかの形で事前にみていただくことが出来ないかと思つて

いますので、検討しています。

(保護者)：選定委員となる保護者にだけでもお知らせいただけないですか。

(吹田市)：事業者名は当日まで選定委員にもお知らせ出来ないと思います。ただ応募書類の関係ですが、事業計画書の提出を求めていますので、例えば事業者名だけ黒塗りをした形であらかじめどのような提案をしているか確認していただく機会を設けられないかを検討しているところです。

(保護者)：それは他の市内の大学の先生や学童保育学会の正会員の先生や校長先生、選定委員となる市の職員の方も同様ですか。

(吹田市)：基本的には同じです。市の職員も1名入っていますが、あくまでも選定委員の立場に入りますので、そこは同様にしなければいけないかなと思っております。どの様な手順で選定を進めるのか説明は事前にしなければいけないかなと思っております。事業者名の具体例を挙げては問題があるかなと思っております。情報は揃えなければいけないと考えております。

(保護者)：そのような条件を保護者2名以外の方も揃えていただきたい。

(吹田市)：それはおっしゃる通りだと思います。

(保護者)：仕様書の変更前と変更後でいくつかひっかかることがあるのでお伺いしたいです。1点目は、引継ぎ保育が「10日以上行うこと」、が「必要な日数を確保し丁寧に行うこと」に具体的な日数が削除されているが、これは逆にどうしても受け取れるかと思いましたが、記載されていることは、丁寧に記載されているが10日以上してもらえるかとも思いますが、取りようによっては事業者が1週間で十分となってしまう可能性もあるが、それも丁寧に思われるのか。もう1点は選定会議構成員の全員から60点以上最高獲得が、出席員の半数以上から変更となり随分変わった印象を受けます。

(吹田市)：まず引継ぎ保育についてですが、今回10日の記載はなくさせていただきました。話の中で、具体的な日数を20日や1か月になどと話もあったのですが、日数を記載することによって、最低それだけ行ったらいいと、どのような記載でも裏読みされるのではとご意見がありました。今回の記載として日数は決めていませんが、事業者が日数を決めるのではないということに記載しています。市の分担金として委託料を一部お支払していることに繋がってはきますので市は口を出します。そこで日数的には担保していると思

っております。説明会をしている中で10日では少ないと。これまでの実績として1回目の説明会では10日でいけますと説明しましたところではありますが、少ないとご意見いただいておりますので、ご意見をいただいている者が4日でもいいですとはならないと思います。市の担当者として必要な日数を決めていきたいと思います。事業者が1週間でいけますと言われても、市はそれは無理ですと言っていきます。そういった形で日数ではないところを担保している記載となっております。

12ページのところですが、附属機関条例の選定審議会となっている以上は他との兼ね合いで選定方法を統一しなければならなかったのが1つ。今回は最大7名の学識経験者、学校長、市の職員、保護者の方で7名がそれぞれ対等な選定をしていただくので、今の1人でもということになれば、1人が×で6人が○であっても×になるかたちになっています。6人の意見を無視することに繋がります。吹田市の中での附属機関の選定方法の全体の統一制と7名が対等な立場で審査していただくという2つの観点から過半数のかたちで選定をさせていただくかたちとなっています。全体分は1名でものところから見れば、考え方によっては後退ではないのかというご意見はその通りだと思いますが、今回につきましてはこの様な懸念がありましたので変更をしました。

(保護者)：半数は少ないかと個人的には思います。選定委員の半数以上は市が決められた方で、こちらの考えを反映出来る人は2人しかいないのはどうなのかと思います。

(吹田市)：そうなってくると、おっしゃる通りです。学識経験者の大学教授の方などは市の言う通りに動くわけではありません。独自の研究をされているご見識等を基にされますので決して市が誘導するようなかたちで選定している訳ではありません。学童保育の正会員を選んでいるのもそこに該当します。例えば、前年の様に職員が6名で保護者が2名のかたちであったらそういう考えも出来るかとは思いますが、あくまで今回は第3者を入れましたので、申し訳ないですがならないと思っていますところでは。

(保護者)：今までは学校との連携が密にありましたがそのあたりはどうなるのですか。

(吹田市)：学校との連携は非常に大切なところでは。記載は違いますが仕様書にも学童保育を運営するにあたって学校との連携は必須としています。これまでの例で言いますと、選定が決まれば保護者の皆様とのご挨拶と同時に事業者と一緒に学校長に挨拶に行かせていただきます。最初は放課後子ども育成課の職員が顔合わせの会議に同席したり、スムーズにいくまでは市が仲介する形で連携を取らせていただきます。その内、日常的な会話なども出てきますので、段々と事業者と学校で連携していくかたちを取っています。今回も学校との連携をしっかりとしていきたいと思っています。

(保護者)：今までは教育委員会の組織の中に学童保育が入っていましたが、そこに事業者が入ることでのどのような問題が生じると考えていますか。

(吹田市)：選定委員の中にですか。

(保護者)：選定委員ではありません。今後運営していくにあたり市の職員であった方と委託先ということで、教育委員会の組織の一部の学童保育が委託先業者が変わることでのどのようなデメリットが生じるのか。個人情報面で委託業者がきちんとするとは思いますが、学校との連携で不必要な情報が委託業者から漏れることも想定出来ると思います。連携の節度の部分の線引きをはっきりしないと今までの組織の中の一つとは捉えられないと思いますが、そこはどうお考えですか。

(吹田市)：業務委託事業ですので、あくまで市が責任を持つことであります。事業者との関係ですと契約書で守秘義務契約を結ぶところに尽きてくると思います。学校との連携については学童保育をする上では絶対必要だと思っておりますが、仲良くなって下さいや、プライベートで遊びに行ってくださいという訳ではありませんので、今と同じで必要なところは連携しますし、しかし別の組織ですので必要以外の事は話さない方向性は変わらないと思います。事業者であっても、指導員は資格や経験を求めていますので形式があるものが入ります。状況は市の職員も日々チェックします。もし不都合があれば学校も市に直接言って下さいと言っていかねばならないと思っております。特に委託事業者だから何かあるわけではないと今のところは思っております。

(保護者)：例えば今までに委託した業者にそういった問題が生じたことはありますでしょうか。

(吹田市)：個人情報の件はありません。もちろん日常的に保育する上ではトラブルは全くないのが一番になりますが、校長先生から運動場の使い方が悪いなどの指摘があった場合は市から事業者にも日常的な注意はしています。個人情報に関して何か漏らしたなどご指摘は受けたことはありません。

(保護者)：個人情報は大丈夫だが、密な連携が逆に取れなくなることも想定されるのでしょうか。

(吹田市)：繰り返しになりますが、学童保育を運営する上では必要な連携はいると思います。もし事業者が連携は必要ないとなった場合、どう運営するのかを逆に聞いてみたいと思っております。学校から帰ってきますから、その様子によって子ども達の学童保育での様

子が変わってくるのが当たり前ですので、事業者がもしその様な考え方をするのであれば、それではだめだと私は率直に思います。連携は必要だと思いますし、運営をしっかりと考えている事業者は連携を求めてくると思います。逆に学校が拒否し困ると言ってくる可能性はあると思います。

(保護者)：選定委員の中に校長先生が入ると聞いたのですが、冷静に判断できる面もありますが選定の中で山五の現在の状況を知っている先生が入っていただくことは、校長先生でなくともいいので入っていただく方法はないのですか。

(吹田市)：学校長は吹田の校長会の小学校部門の中から代表を一人選んでいただきます。校長先生は色々な学校を歴任して献身の高い方ばかりです。山五の育成室が選定されることも事前に知っていることです。校長先生同士はもちろん連携をしていますので特色を聞いてもらうことや委員として認識を持っていただいていると思います。密な情報は校長先生同士連携の中でまかなうことが出来ると思います。

(保護者)：そこはぜひお願いしたいと思います。私自身の意見だったら申し訳ないですが。

(吹田市)：そこはお伝えしたいと思います。

(保護者)：選考方法の二次審査で、最終的にくじ引きで決めるのはやめていただきたいです。子どもの未来をくじ引きでは決めたくないです。

(吹田市)：あくまでも、二次が一緒に一次と一緒に限定的な話ではあります。方法はまた検討することは可能だと思います。

(保護者)：この制度としてあること自体が嫌です。

(吹田市)：客観的な選定で一次と二次の評価しか市は持っていないと思います。それプラス差別化を図れるような選定方法があれば別だとは思いますが。

(保護者)：更にそこをアピール出来るような事業者を私は選びたいです。

(保護者)：同点の場合は2業者を再度採点し直すことは、もう一回みていただいて2回同数なら仕方ないですがそういった方法に変えるのは無理ですか。

(吹田市)：決戦投票は落選した人がどちらかに選ぶので、差が図れるので決戦投票だと思

いますが、これは絶対審査ですので、もう一回審査をしても点数は変わりません。違う審査項目を作れば別だとは思いますが、基本的に同じ項目で審査しますので点数が変わるのは審査委員としてどうかとは思いますが。こちらは持ち帰らせて下さい。

(保護者)：お願いします。

(吹田市)：基本的には優秀な事業者を選定していただくかたちになりますので、差を付けてもらわないといけないですが、どちらもいい事業者が出たとしてもどこかで差を付けてもらわないと選定のしようがないですので、そこは委員の方にもお願いしてまいります。ただ委員によっては最終的に合計してしまうと同点の場合もないことではない。ほとんど起こらないと思いますが。そこは我々だけでは考えられません。選定委員で選定方法も決めていただいているので、持ち帰って相談させていただきます。出来るだけくじ引きは避けるべきだと私たちもそう思いますので。

(保護者)：14ページの委託事業者選定に係る評価項目と基準のところ、2点質問があります。審査基準の長期間安定した事業運営が継続出来る財政基盤であること。と記載されていますが、例えば私が選定委員であれば応募してきているところ全部ディスクロージャーがあるわけではないですし、財政基盤と言われても何を基準に審査していいかわからないので、素人目でも分かるような判断基準をしてもらえると助かります。そういう知識がないので。

(吹田市)：選定委員の中に会計士がいますので、実際に採点する前に会計士に公表をしてもらうことを選定委員会の中で考えているところです。

(保護者)：それは当日にならないとわからないのですか。

(吹田市)：それは、当日です。

(保護者)：当日にそれを見て瞬時に判断しないといけないのですか。さっきも質問に出ましたけどよくよく読みたいというので時間をもう少し取っていただければいい方が選びやすいのではないですか。

(吹田市)：事前にお話しすることを考えなければいけないと思っております。財務シートなどある程度の知識がないと見てわかりませんのでそれは解説を入れて補足することを考えております。はっきりとした答えが出せてないのですが、何らかの方法を考えていきたいと思っております。

(保護者)：事前に選定委員にお知らせするのはどこまで含めるかは、例えば財政基盤安定している判断基準のポイントは教えてもらえるのか。

(吹田市)：解説は当日になってしまうかと思います。その部分は、税理士、会計士はじっくり持ち帰ってみないと分からないかと思います。細かい色々な傾向になると私も知識がないので何とも言えないのですが、一定赤字で今にも倒れそうな事業者がどうかの話は十分出来るかと思っています。

(保護者)：その辺は会計士を入れて分かりやすく素人目にもディスクロージャーやバランスシートを用意してもらえるのですか。

(吹田市)：それは必要だと思っています。

(保護者)：もう一点ですが、こちらの説明会の用紙にも記載いただいていたように、児童に関する知識や経験を有する者を配置されるかどうかは資格の有無が明記されていないですが、この間の説明会でお話いただいた法律上の問題があり資格を有する者と文言は入れられないと話されましたが、結局文言が入れないだけで資格が有る無しの採用基準はありますか。

(吹田市)：国の基準があります。放課後児童支援員の保育士もしくは教員の資格を持っている者か児童福祉の指導に2年以上従事しているものなどがありましてそこは守って下さいと仕様書にしています。その様な形で実際縛っています。抜け穴のような書き方になっているかも知れませんがそこは必要です。実質的には資格を持っている者、放課後児童支援員としての受講資格を持っている者を配置しなければならない。実際は直営の指導員も同じですが大阪府の方に順番に支援員の日程の研修を受講し放課後児童支援員として正式に認定をもらうという手順になっています。

(保護者)：放課後児童支援員の資格はどのような資格ですか。国の資格ですか。

(吹田市)：国が定めています。平成27年度から新設された学童保育の指導員の資格です。児童館で言えば児童厚生員があったのですが、学童保育において放課後児童支援員が新たに新設されました。放課後児童支援員になるためには、前提に保育士資格や教員の免許や社会福祉士の資格や特定の学科を収めて大学を卒業しているかどうかや児童福祉事業に2年以上従事した者やこのような物を持っていて尚且つ都道府県の実施する放課後児童支援員資格認定研修を受講して初めて付与される資格となっています。今は経過期間がありま

して平成31年度までに。新しく出来た資格要件ですので市の指導員も皆持っていませんでしたので平成31年度までに全て実行させるようになっていきます。

(保護者)：今年から応募要件がNPOから株式会社まで広がっていますが、営利を目的として人件費を削られ子どもにしわ寄せがいくのは困ります。人件費はいくら以上使わなければならないと、会計報告は出していただけると聞いていますがそのような縛りがある方が安心できるのではないかという気持ちです。

(吹田市)：人件費のご意見もありました。労働者の給与を縛っているのは最低賃金法があるとは思いますが、それを守る様にとにかく記載しています。選定の際にも収支計画書は出してもらっています。事業者が人件費としてどのくらい使うのか、使おうと思っているのか分かることにはなると思います。今回については特に制限はしていません。

(吹田市)：予定の時間がきていますので、あとお一方をお願いします。

(保護者)：資格のことですが、現在民間委託されている育成室の中で、例えば教員免許や保育士などを重視している資格を持っている人が必ず入っている現状になっているかどうかを教えてください。

(吹田市)：今の育成室ですと、結論としては必要最低数よりは多く配置しています。例えば、山三育成室ですと毎日入る4人がいますが、保育士などの資格を持っています。また順番に放課後児童支援員の資格を受けています。千里たけみ育成室は社会福祉法人ですので保育士が配置しやすい所になっているので結果としてほとんどが保育士になっています。一部の者が教員で運営しています。

(保護者)：資格の有無だけではないですが、子どもを預ける上で教員免許や保育士の免許がないアルバイトの人ばかりになってしまうのではないのか。この内容を見るだけでは、不安なところが拭いきれない。先程も色々な話がありましたが、やはり1教室に1人しか資格を所持している人がいないことは収集つかない状態になってしまうことや責任がどこにあるのか分からないことになっては困ります。そのあたりは強くお願いしたいです。

(吹田市)：吹田市の今の直営と同じような配置の基準は守ってもらいます。そこをベースにしてどれだけ手厚く多く経験を積んだ者を配置するかは、応募の中に記載してもらいますので、選定の中でより手厚い事業者が選定されるべきだと思っております。そこはおっしゃる通りです。

(保護者)：確認ですが、保育士で何年働いている人が何名をなど具体的な経験年数を含めて選定の中にかかれるのですか。最近が高卒で試験を受ければ保育士資格を取得できますので。

(吹田市)：簡単ではないと思いますが。

(保護者)：ある程度学習していれば取得出来ますし、必ずしも保育士の学校を出ていなくても取れるので。ただ資格だけを持っている方ではなくて学校を卒業した上で経験も積んでいる方が重要だと思います。保育士や教員の経験年数も細かく書いていただけるのですか。

(吹田市)：吹田市の基準は何年以上など定めてはいません。基準としては経験が何年以上とは無資格の方に福祉児童事業何年以上は記載していますが、保育士で実務経験が何年以上は載せていません。ただ今回は主任指導員を配置して下さいと仕様書に定めています。仕様書のページですと大きい17ページの右側「2」です。「業務遂行上の連絡体制を明らかにするため、指導員の内の一人を主任指導員に指定し、指導員全体を統括するとともに、保護者との円滑な連絡調整を図り、市との連絡や学校等との窓口の任に当たらせること。」こういうことを遂行出来るためには、実務経験のない新卒の方では良くないという判断に当然なってきますので、経験何年以上と記載すると先程の仕様書の書き方の問題となってきますので、業務内容として経験のある者を配置して下さいとの記載になっています。

(保護者)：逆に言うとその主任指導員以外は新卒になってしまわないですか。

(吹田市)：可能性としては否定出来ませんが、直営と同じかたちとなります。

(保護者)：今回皆さんが一番心配しているのは、株式会社やNPO法人が入ってくことで、主任を配置すればいいというわけではないと思います、プレゼンテーションが上手な事業者が選ばれ実務が伴わない可能性もあると思います。そこが客観的にみえる様な選定される方が分かりやすい内容で一次審査二次審査の資料を揃えていただけないと学童から出られる方が2名で資料も直前となると不安があります。

(吹田市)：選定の項目の中で、知識経験を有する者、実務経験がある者保育士経験があると配点が高くなる。獲得点の差として出すべきと思っております。その様な基準も持たなければならぬと思っております。そこに何も記載がなくとも、ヒアリングで聞かなければならぬと思っております。私は選定委員に入っていないので私は聞くことは出来ませんが、そこは是非確認をしていただきたいと思いますと思っております。どういふものを主任指導

員とするか、その他の指導員をどのような者をあてがうかと考えているのか。そこで発言したことは実行してもらわないといけませんので、そこでベテランの指導員が何人いますと発言していても実際は新卒しかいなかったならば問題です。具体的にどのような問題か今は浮かんでいませんが。事業所がどのような指導員を配置しようとしているのか、しっかりとヒアリングの中で確認してもらえるといいのかと思います。

(保護者)：そのためには、二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングが30分では少ないです。今でさえ1時間以上経過しています。

(吹田市)：昨年度までは30分としていました。今年度はご意見もいただきましたので、目安として30分と載せていますが、30分で次の質問に入りませんとはもちろんありません。時間を延ばすことも考えますし、だからと言ってエンドレスは無理ですが。一定必要な質問事項はしっかり聞いてもらえるようなプレゼンテーションにしていくべきだと考えております。

(保護者)：今の時点で30分の時間を延ばすことは不可能ですか。

(吹田市)：30分と記載しているところを変更することは、仕様書は固まりましたので、それは出来ません。但し例えば選定する中で30分を経過したとしても重要な質問があった場合はそれ以上の時間を延ばすことは出来ると思います。仕様書の文言を変更することは出来ないですが、実質的に出来る様なところは考えていきたいと思っています。

(保護者)：山五以外もこの日に実施するのでしょうか。

(吹田市)：日程ですか。日程は先程説明しましたように、興味を示した事業者が多数ありますが今のところは一日で実施する考えです。予備日になる場合もあるかと思っています。先程のお話にもありましたが、質問事項を確保するためには、一度に選定するのではなく分けて選定する方が時間の確保もできますので、整合性を見て判断していきたいと思っています。

予定の時間を過ぎてしまい申し訳ありません。今回はこれで終了したいと思っています。今日はたくさんのご意見、ご要望をいただきまして、冒頭でも申し上げましたとおり選定委員会の委員にきっちりとお伝えしていきます。また、今日いただいた要望ですが、持ち帰りさせていただいて、皆さんがおっしゃっている形で対応出来ないか検討させていただきます。保護者の方が安心してお子さんを預けていただける場、子ども達も安心安全な遊びの場、生活の場を提供していきたいと思っています。そこには保護者の皆様のご理解とご協力がなければ実現できませんので、引き続きご協力承りますようよろしくお願いいたします。

します。今日は長い時間貴重な時間を頂戴しましてありがとうございました。